

文化

メディア時評

山田健太

<5月>

この1カ月、日本国内では、国民の命が五輪開催かといった自明の問いが政界間で裏面に議論されている。あるいは、アスレチックの実施確認に覆面調査を各店舗に派遣するとか、午後8時以降のネオン招牌を要請といった戦時中を思い起すような非科学的対応策を自治体間で競い合う状況に陥っている。一方でドイツの連邦憲法裁判所は、選挙権喪失の政府方針に対して憲法が不十分であるとして憲法判決を下した。そのキーワードは「未来の世代の基本権」――2050年を以て国家の方向性を語る国との差は、こうしてどんどん大きくなっていく。

都合のよい運用

来週にも成立しそうなデジタル関連法案（詳細は前見当欄参照）によって、全部改正されてきたあがる新・個人情報保護法は全部で1

85条だ。審議している国会議員は、本日に通して読み理解できたのだろうか。きちんと吟味する時間も

進む法改正と新法

無限定な私権制限

議論なき国会、報道も加担

なかったのか、しかも無理やり複数の法律を一纏にしただけ、やたらと複雑な構造で、解説に注意が必要な代物になってしまっている。

その結果、解釈はもっぱら行政機関に委ねられることになりかねない。ますます政府の都合のよい運用、すなわち保護よりも利用を優先した情報管理がまかり通ることになるだろう。あるいはその分かつらぎ

上に問題なのは、住民一人一人の大事な個人情報や写真などを勝手に公開してしまったり、次世代が思わぬ落とし穴にはまらないようにするというのは、その前段の正しい理解さえも阻むのが今回の東洋連案だ。

報じられない情報

そうした議論なき国会審議に役立っているのがメディアであるところを否定しない。今回の法案が個人情報保護法の抜本改正であ

で早期成立に向けて粛々と議論を進めている。議員の仕事は、その法案が持つ

という報道は、テレビではほとんど聞かないし、新聞でも極めて限定的だ。む



土地規制法を大きく報じている在京紙。読売新聞、産経新聞は1面トップの扱いだ（画像を加工している）

し、コロナ禍における給付金の支給遅れをデジタル化されていないためと言いつつ、マイナンバーカードの利便性を宣伝し、その普及のための大量の広告を流し続けている。

マイナンバーカードについて言えば、すでに公費負担の家族に義務化し、健康保険証との一体化も進めている（これまたシステムの不備と実施が先延ばしに

そもそも、マイナンバー制度開始時の重要なお知らせは、自己情報コントロール権の義務化として、マイナンバーで本人情報の開示が受けられることであつた。しかし実際は、匿名化によって形骸化している以上、そもそも「誰がどのような情報を保持しているか」という基本的な事項でさえ、本人が知るは困難な状況だ。いかに政府がこの点に無関心であるかの証左である。

将来に禍根

こうした消極的加担ということさえ、無限定に進む私権制限も同じだ。街頭インタビューでも「感染を抑えるためにはやむを得ない」という声ばかりが流れる。

しかし緊急事態やまん延防止等重点措置における酒類提供禁止は、新型コロナウイルス対策特別措置法施行令第5条の第8号の規定を適用する場合として、厚生労働省告示182号（2021年4月23日）の1条4号と2条4号で「人混みをする者等に対する酒類の提供の停止」として規定されているにすぎな

い。一つ前の3号はコロナの適用停止の事項で、この二つ（計四つ）が新設の条項だ。この意味するところは、政府が政令や告示を自由に定めるだけで、勝手に私権制限を拡大できるということにはならない。

しかもこのまん延防止等重点措置下での酒類提供禁止は、既施行国会審議のなかでも指摘されている（そもそも緊急事態宣言もこうした憲法が規定されていたかどうかが不明確だ。昨年9月の国会で特措法担当の西村康稔経済再生相が「重点措置では、営業時間の変更を超えた休業要請は含めない」と答弁しているからだ。

こうした無限定な私権制限が、「あくまで酒を提供しない」と強弁する政府は見苦しいだけではなく、すでに法治國家の体をなしていない。

今国会では、さらに土地利用規制法（重要施設周辺及び環境配慮等における土

地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）の審議が予定されている。年明け以降、一部の新聞で大きく必要性が報じられ続けている一方、本紙ではいち早く社説などでその問題指摘がなされている。

そこでは、米軍・自衛隊基地等周辺の土地所有者に対する「情報提供」を求めるとある（7条）。これは自衛隊・警察等による住民の思想信条を伝へる情報収集を法的に可能にするもので、遑ろ行くに住民監視活動を法的に拡大させるものだ。憲法は、主権政府の権限を定めるもので、市街地を言ふもので、ローン規制法の例からすると、いったん成立すると、次々対象が拡大されることになる。

こうした無限定な私権制限が、「国家安全保障」や「緊急事態」名目で進められることを「あくまで酒を提供しない」と強弁する政府は見苦しいだけではなく、すでに法治國家の体をなしていない。

（専修大学教授・言語法 第2土曜掲載）

本連載の過去記事は本紙ウェブサイトのほか、「懸念風」見張塔からつと（田畑書店）で読めます。

読 感

籠城オート

夏に向かつて焦つてだらしのないわたしは力の加減を何回も間違えながらオートミールが美味な卒業式を終えてからわたしを置いていく別れを告げたあとた口に含むお粥ののもちもちとしていてこれは籠城ができるそう思った

ただあなたのように寝ていくな、ともあなたは延命措置にサインをしなかったわたしはそれを受けなんともあなたは生きると思つた

床に転がり続けるオ

籠城はいつもあなたの部屋雨のよりに終わるわたしだけが夏にま自旗を上げながら解けるよりに降りし

とつと おきな代詩詩帖入選。新聞校4年生

◇第1、第

32軍壕を読み解く

93〜94年度県調査報告書から

<5>

地上戦に備えた直里城下の日本軍第32軍司令部壕の構築は、1944年12月に学徒や住民を動員して急に「本土防衛の防護堤」のついでに行われた。全長千

太平洋戦争で日本軍は、ソビエトやアメリカで敗戦を重ねる中、大本営は32軍司令部を

「rapin（インテリジェンス・モリタラ）」は、今も壕を知るための一番詳しい資料となっている。

戦後、県が試掘調査

戦後、那覇市や県なども調査を試み、県は1993

県旧第32軍司令部壕試掘調査業務（二期）報告書」95年3月には、主要部の第1坑道までおおよその所まで掘り進めたことが記されている。その場所を写した写真では、正面上部に鉄筋が突き出ており、その先は

がつかず美現しなかった。しかし、回報報告書には「第32軍司令部壕の歴史的遺産としての価値は、あくまで司令部中兵部を含めて評価されるべきものであり、その意味では司令部中兵部の到達は、今後に残された

軍壕を戦跡文化財と位置付け保存・公開するとしたが、この計画も、98年に県政が交代すると多大な費用を理由に断念された。

直里城再建機に再議論

計画が息を吹き返したの

は「昨年の直里城火災後、地上部の正殿を再建するのではあれば、地下の32軍壕を平和の発信のために保存・公開すべきだ」との声が高まったことだ。県への働き掛けの中心となったのは90年代の県の検討委員会の会長を務めた壺名波栄

でしっかりとやり遂げた」と感じ、玉城一二知事は新たな検討委員会を立ち上げ、今年1月の委員の審議式で委員会の提言を受け止め、整備予算も検討する考えを示した。

今後、壕中兵部の調査の可否や公開の範囲、保存の仕方などが焦点となるが、整備主人の口を立つた壺名波の調査の進展と壺名波

中央部へ刻華命題